

建設業許可・経営事項審査の電子申請にかかる確認書類について

(富山県版)

建設業許可の申請・届出に必要な確認書類(様式に紐付く確認書類)

ほとんどの場合、紙申請における確認書類と同様です。しかし、JCIPの仕様上、必要ない書類であるにもかかわらず、何らかの書類を添付しないと申請不可となる場合があります。

様式番号 第1号 別紙2(1)(営業所一覧表(新規許可等))に関する確認書類

営業所の実態を確認する資料(新規申請の場合は省略可)

- 営業所の実態が確認できるもの(例: 建物の外観、室内を撮影した写真等)
- 建物の所有状況が確認できるもの(例: 建物の登記簿謄本の写し、賃貸借契約書の写し等)

様式番号 第1号 別紙2(2)(営業所一覧表(更新))に関する確認書類

営業所の実態を確認する資料

- 営業所の実態が確認できるもの(例: 建物の外観、室内を撮影した写真等)
- 建物の所有状況が確認できるもの(例: 例: 建物の登記簿謄本の写し、賃貸借契約書の写し等)

様式番号 第2号 (工事経歴書)に関する確認書類

工事経歴を確認する資料

- 新規申請の場合、営業所調査で確認するため、ダミーファイル(白紙の文書等)を添付。新規申請以外は省略可。

様式番号 第3号 (直前3年の各事業年度における工事施工金額)に関する確認書類

施工金額合計を確認する資料

- 新規申請の場合、営業所調査で確認するため、ダミーファイル(白紙の文書等)を添付。新規申請以外は省略可。

様式番号 第7号 別紙(常勤役員等(経營業務の管理責任者)の証明書)及び様式番号 第7号の2(常勤役員等及び当該常務役員等を直接に補佐する者の証明書)に関する確認書類

常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の常勤性を確認する資料

- 現在の常勤性を確認することができるもの(例: 健康保険被保険者証の写し等)

常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の経験を確認する資料(商業登記簿謄本等)

※以下の表は、典型事例を想定したものであるため、記載されていない書類の提出を追加で求めることがあり得ます。予めご了承ください。

適用法令	経験の種類	提出書類	
		法人での経験	個人事業での経験
<ul style="list-style-type: none"> ・法施行規則第7条第1号イ(1) ・法施行規則第7条第1号ロ(1)(2) 	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>経営業務の管理責任者としての経験</u>」 「<u>役員等としての経験</u>」 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書など/発行後3か月以内のもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書(ただし、更新申請で許可業者としての経験期間を計上する場合は不要。)
法施行規則第7条第1号イ(2)	「 <u>経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)</u> として経営業務を管理した経験」	<ul style="list-style-type: none"> ・組織図 ・業務分掌規程その他これに準ずる書類 ・取締役会議事録その他これに準ずる書類 ・人事発令書その他これに準ずる書類 	/
法施行規則第7条第1号イ(3)	「 <u>経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐した経験</u> 」	<ul style="list-style-type: none"> ・補佐経験証明書(富山県独自様式) ・組織図 ・業務分掌規程その他これに準ずる書類 ・人事発令書その他これに準ずる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・補佐経験証明書(富山県独自様式) ・組織図 ・人事発令書その他これに準ずる書類
法施行規則第7条第1号ロ(1)	「 <u>役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当する者に限る。)</u> としての経験」	<ul style="list-style-type: none"> ・組織図 ・業務分掌規程その他これに準ずる書類 ・人事発令書その他これに準ずる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織図 ・人事発令書その他これに準ずる書類
法施行規則第7条第1号ロ柱書	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>財務管理の業務経験</u>」 「<u>労務管理の業務経験</u>」 「<u>業務運営の業務経験</u>」 	/	/

証明書原本の写し

紙申請と同様に建設業法に規定されている紙の様式を必要事項を記入したうえで添付してください。
紙申請と同様、押印のないものについては当該証明書の余白部分に、証明者側の担当者の①所属部名、②肩書、③氏名、④連絡先(※メールアドレス)を明記してください。

後日、証明者に対して「当該証明は、適切な社内手続きを経た会社としての意思決定に基づくものであること」等を確認します。

様式番号 第7号の3（健康保険等の加入状況）に関する確認書類

健康保険及び厚生年金保険の加入状況を証明する資料

・健康保険・厚生年金保険の加入を確認できるもの（例：健康保険及び厚生年金保険の保険料納入に係る領収証書の写し等）

雇用保険の加入状況を証明する資料

・雇用保険の加入を確認できるもの（例：労働保険概算・確定保険料申告書等）

様式番号 第8号（専任技術者証明書(新規・変更)）に関する確認書類

専任技術者の常勤性を確認する資料

・現在の常勤性を確認できるもの（例：健康保険被保険者証の写し等）

専任技術者の有資格区分を証明する資料

・技術者の要件を証明できるもの（例：資格者証の写し等）

様式番号 第9号（実務経験証明書）に関する確認書類

対象者の実務経験を確認する資料

・紙申請同様、「実務経験として計上した期間1年につき必ず1件以上の工事の契約書または請求書等」を添付してください。添付できない場合は、各土木センター業務班が個別に対応するのでダメーファイル（白紙の文書等）を添付してください。申請後、各土木センターから別途連絡があります

対象者の常勤性を確認する資料

・現在の常勤性を確認できるもの（例：健康保険被保険者証の写し等）

証明書原本の写し

紙申請と同様に建設業法に規定されている紙の様式を必要事項を記入したうえで添付してください。紙申請と同様、押印のないものについては当該証明書の余白部分に、証明者側の担当者の①所属部名、②肩書、③氏名、④連絡先（※メールアドレス）を明記してください。

後日、証明者に対して「当該証明は、適切な社内手続きを経た会社としての意思決定に基づくものであること」等を確認します。

様式番号 第10号（指導監督の実務経験証明書）に関する確認書類

対象者の実務経験を確認する資料

・紙申請同様、「実務経験として計上した期間1年につき必ず1件以上の工事の契約書または請求書等」を添付してください。添付できない場合は、各土木センター業務班が個別に対応するのでダメ

ーファイル（白紙の文書等）を添付してください。申請後、各土木センターから別途連絡があります

対象者の常勤性を確認する資料

- ・現在の常勤性を確認できるもの（例：健康保険被保険者証の写し等）

証明書原本の写し

紙申請と同様に建設業法に規定されている紙の様式を必要事項を記入したうえで添付してください。紙申請と同様、押印のないものについては当該証明書の余白部分に、証明者側の担当者の①所属部名、②肩書、③氏名、④連絡先（※メールアドレス）を明記してください。

後日、証明者に対して「当該証明は、適切な社内手続きを経た会社としての意思決定に基づくものであること」等を確認します。

様式番号 第12号（許可申請者の住所、生年月日等に関する調書）に関する確認書類

成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

様式番号 第13号（許可申請者の住所、生年月日等に関する調書）に関する確認書類

成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

様式番号 第22号の2（変更届出書(第一面)、(第二面)）に関する確認書類

営業所の実態を確認する資料

- ・営業所の実態が確認できるもの（例：建物の外観、室内を撮影した写真等）
- ・建物の所有状況が確認できるもの（例：建物の登記簿謄本の写し、賃貸借契約書の写し等）

様式番号 第22号の4（廃業届）に関する確認書類

営業所の実態を確認する資料

- ・営業所の実態が確認できるもの（例：建物の外観、室内を撮影した写真等）
- ・建物の所有状況が確認できるもの（例：建物の登記簿謄本の写し、賃貸借契約書の写し等）

建設業許可の申請・届出 に必要な確認書類（その他の確認書類）

定款

- ・任意様式

登記事項証明書

納税証明書（法人税）

納税証明書（所得税）

事業報告書

- ・任意様式

有価証券報告書

審査対象事業年度の消費税確定申告書の控え及び確認書類（付表2）

審査対象事業年度の消費税納税証明書（その1）

法人税確定申告書（別表十六（一）及び（二）他）

登記事項（後見登記）

経営事項審査の申請 に必要な確認書類

電子申請と紙申請における確認書類は同一です。しかし、JCIP の仕様上、必要書類であるにもかかわらず、添付がなくとも申請可能となっています。下記の項目については、特にご留意のうえ、申請をお願いいたします。

様式番号 第25号の14別紙1（工事種別完成工事高・工事種別元請完成工事高）に関する確認書類

項番32 工事経歴を確認する資料

省略可能とされておりますが、紙申請と同様に添付してください。

また、工事経歴書に記載した請負代金の大きい上位3件（3件に満たない場合は全て）の工事（建設工事の種類毎）の発注者・請負者・工事名・金額・工期・工事内容が確認できる契約書（契約書がない場合は請書・注文書・請求書等）についても添付してください。

様式番号 第25号の14別紙3（その他の審査項目（社会性等））に関する確認書類

各項番の確認書類について、全て「任意」とされておりますが、紙申請と同様の書類を添付してください。